

あまがさきし地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

(答申案)

互いに尊重し つながりささえあい
安全・安心に“ともにいきる”まち あまがさき

※ 表紙のイラストについては、4ページ下段に記載しているイラスト作成者に、基本理念をイメージしたイラスト作成を依頼しています。



この計画について詳しく知りたい方は、別冊の「資料編」もあわせてご覧ください。

尼崎市 健康福祉局 福祉部 福祉課
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
TEL 06-6489-6348 FAX 06-6489-6329



QRコード

基本理念の考え

昭和58年(1983年)に制定した「尼崎市民の福祉に関する条例」には、支援を必要とするかどうかにかかわらず、すべての市民がつながり、参画、協働し、ささえあう地域社会を実現するといったソーシャルインクルージョンや、次の世代につなげていくといった持続可能なまちづくりにつながる考えが示されています。

また、平成28年(2016年)には市民、事業者、行政等が協力し、より良いまちをつくっていくためのまちづくりのルールを示す「尼崎市自治のまちづくり条例」が、令和2年(2020年)には一人ひとりがかけがえのない尊い存在であることが認められ、尊重される、人権文化いきづまづくりを目的とする「尼崎市人権文化いきづまづくり条例」が制定されました。

第4期「あまがさきし地域福祉計画」の基本理念は、これらの条例等の考えをふまえ、令和4年度～令和8年度までの5年間の計画の進むべき方向性を示すメッセージとして定めたものです。

第4期 あまがさきし地域福祉計画でめざすこと

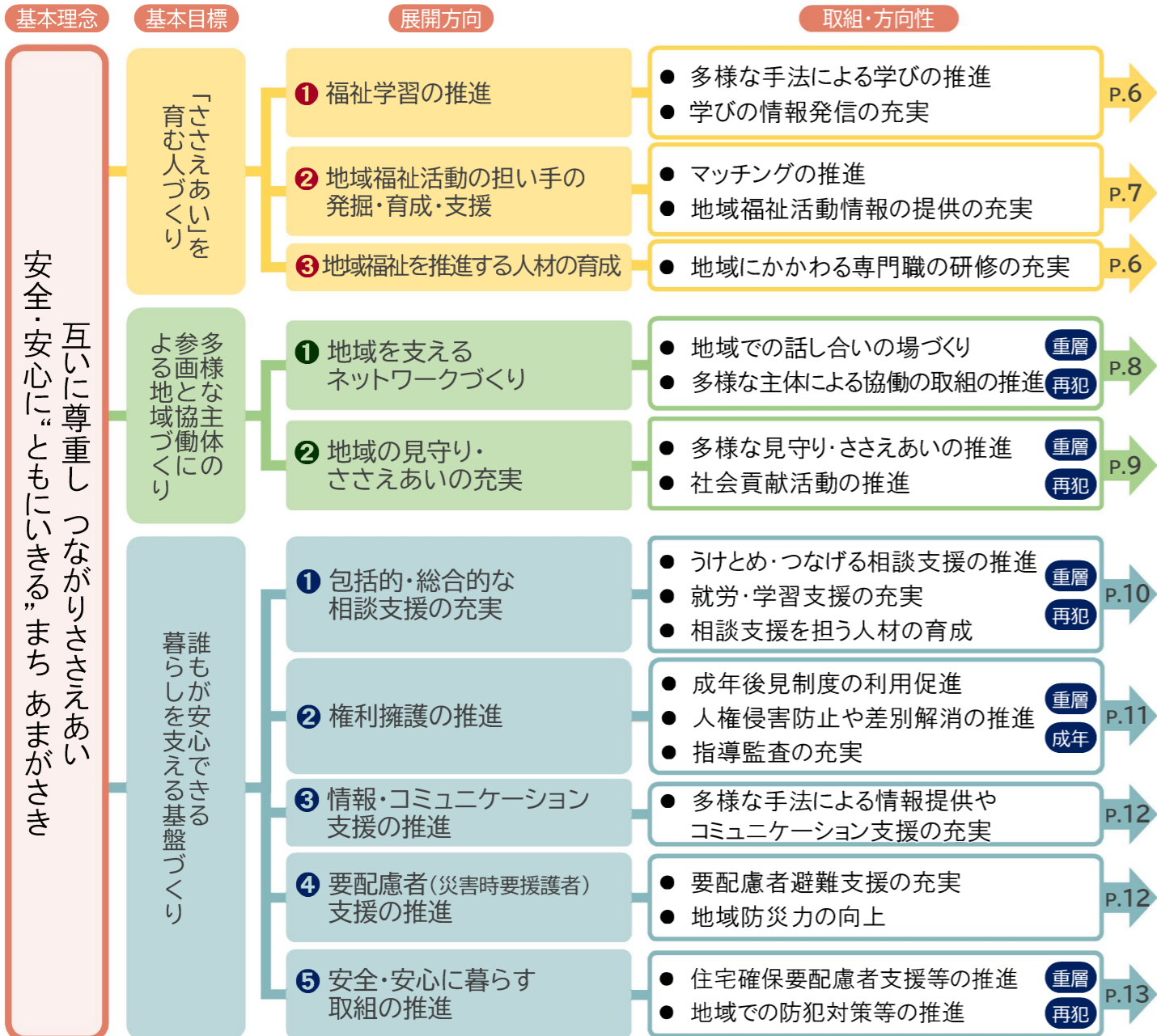
これまでの成果

- 生活困窮者支援や障害者支援、子育て支援など、保健と福祉課題に一体的に対応する南部・北部保健福祉センターや、子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置するなど、相談支援体制を充実させてきました。
- 見守り・ささえあい活動を推進するなかで、地域住民やNPO、社会福祉法人などが主体となったみんなが集える居場所づくりなど、地域の困りごとに対応したさまざまな取組が増えてきました。

課題

- ごみ屋敷や多頭飼育崩壊といった支援につながりにくい課題の増加や、近年ヤングケアラーといった課題が顕在化するなど、制度の狭間の課題が増加しています。また、8050問題、ダブルケアなどの一つの支援機関や制度では解決できない複雑・複合化した課題が増え、これまでの支援体制では十分な対応が難しくなっています。
- また、少子高齢化の進展や人々の暮らし方、働き方の多様化などにより、住民同士のつながりが弱くなることで、困りごとを抱えた市民が地域で孤立したり、地域社会から排除されるといったことが心配されています。

複雑・複合化した課題や、社会的孤立・排除に向き合い、市民や支援に携わる関係者等とともに協力し、課題解決に取り組むために、第4期「あまがさきし地域福祉計画」を策定しました。



重層 重層的支援体制整備事業推進計画 | 再犯 再犯防止推進計画 | 成年 成年後見制度利用促進基本計画

こまった時や地域の居場所の尼崎市の相談窓口

令和4年3月時点

生活に関する相談窓口	TEL	FAX
しごとや住居等のくらしのこまりごと全般に関する相談	しごと・くらしサポートセンター-尼崎北 4950-0584	6428-5109
	しごと・くらしサポートセンター-尼崎南 6415-6287	6430-6807
生活保護の相談、申請	北部保護第1担当(北部保健福祉センター内)	4950-0286 6428-5105
	南部保護第1担当(南部保健福祉センター内)	6415-6197 6430-6801

高齢者に関する総合相談窓口	TEL	FAX
高齢者に関するさまざまなお困りごと ・高齢者の介護、健康、家族、財産管理等の相談 ・高齢者の虐待の相談 ・健康づくり・介護予防に関する相談	中央東 地域包括支援センター	4868-8300 4868-8303
	中央西 地域包括支援センター	6430-5615 6430-7720
	小田南 地域包括支援センター	6488-0180 6488-0190
	小田北 地域包括支援センター	6498-5111 6492-1100
	大庄南 地域包括支援センター	6417-0125 4950-4715
	大庄北 地域包括支援センター	6430-0511 6430-0512
	立花南 地域包括支援センター	6428-7112 6423-0130
	立花北 地域包括支援センター	6422-3333 6422-0025
	武庫東 地域包括支援センター	4962-5308 4962-5309
	武庫西 地域包括支援センター	6438-3955 6438-3956
	園田南 地域包括支援センター	6494-8087 6494-8086
	園田北 地域包括支援センター	6498-0826 6498-0909

障害者等に関する相談窓口	TEL	FAX
身体障害に関する相談	身体障害者福祉センター	6423-0015 6423-0054
	地域共生スペース ぶりば	6435-1850 6433-5561
知的障害、障害のある子どもに関する相談	たじかの園	6423-0210 6423-0054
	ななくさ清光園	0798-56-1700 0798-56-1701
精神障害に関する相談	地域生活支援センターポルタ	4256-7993 4256-6997
	サポートセンターさくら	6430-9225 6491-3837
知的障害、発達障害、障害のある子どもに関する相談	三田谷治療教育院治療教育室	0797-22-5025 0797-22-7885
障害のある人(難病の人も含む)の就労相談	尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり	6429-7355 6429-7351
地域の知的・身体障害者相談員に関すること	障害福祉政策担当	6489-6577 6489-6351
地域の精神障害者相談員に関すること	疾病対策課(保健所内)	4869-3053 4869-3049
地域活動支援センターに関すること	障害福祉課	6489-6750 6489-6351
	北部地域保健課(北部保健福祉センター内)	4950-0637 6428-5110
	南部地域保健課(南部保健福祉センター内)	6415-6342 6430-6850
難病に関する相談	疾病対策課(保健所内)	4869-3053 4869-3049

子ども・子育てに関する相談	TEL	FAX/メール
育児に関する悩みや心配ごとの相談(虐待通報を含む)	子どもの育ち支援センター「いくしあ」	6430-9989 6409-4297
保育等、ひとり親支援、児童扶養手当等に関する相談	子ども福祉課	6489-6349 6482-3781
育児に関する悩みや心配ごとの相談など	北部地域保健課(北部保健福祉センター内)	4950-0637 6428-5110
	南部地域保健課(南部保健福祉センター内)	6415-6342 6430-6850
子どもに関する相談	子どものための権利擁護委員会	0120-968-622 ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp
つどいの広場に関すること	子ども福祉課	6489-6349 6482-3781

ひきこもりに関する相談	TEL	FAX/メール
青少年のひきこもりに関する相談(中学3年~おおむね29歳)	ユース相談ダイヤル	6423-8560 ama-y-soudan@city.amagasaki.hyogo.jp
ひきこもりに関する相談	しごと・くらしサポートセンター-尼崎北	4950-0584 6428-5109
	しごと・くらしサポートセンター-尼崎南	6415-6287 6430-6807

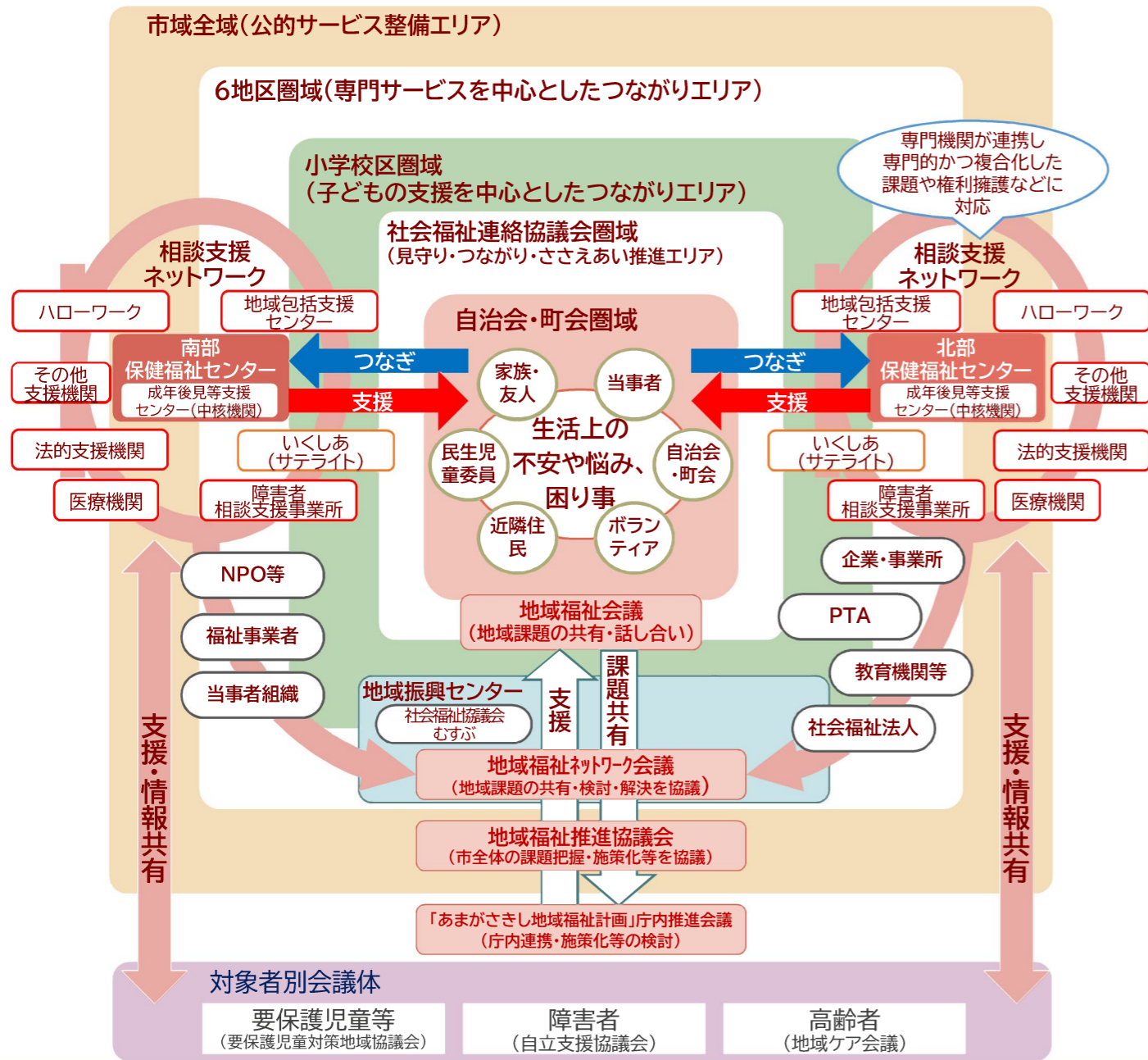
ドメスティックバイオレンス(DV)に関する相談	TEL	FAX/メール
配偶者や恋人からの暴力に関する相談 (注)夜間、土曜、日曜、祝日、年末年始については、最寄の警察署へご相談下さい。	配偶者暴力相談支援センター	4950-0589

こころと身体の健康に関する相談	TEL	FAX
精神障害に関する相談	北部地域保健課(北部保健福祉センター内)	4950-0637 6428-5110
依存症に関する相談	南部地域保健課(南部保健福祉センター内)	6415-6342 6430-6850
自殺予防等に関する相談	疾病対策課(保健所内)	4869-3053 4869-3049

権利擁護(成年後見制度の利用等)に関する相談	TEL	FAX
成年後見制度に関する相談	北部成年後見等支援センター	4950-0614 6428-5129
福祉サービス利用援助事業に関する相談	南部成年後見等支援センター	6415-6291 6430-6857

活動エリアごとの地域課題共有・解決ネットワーク

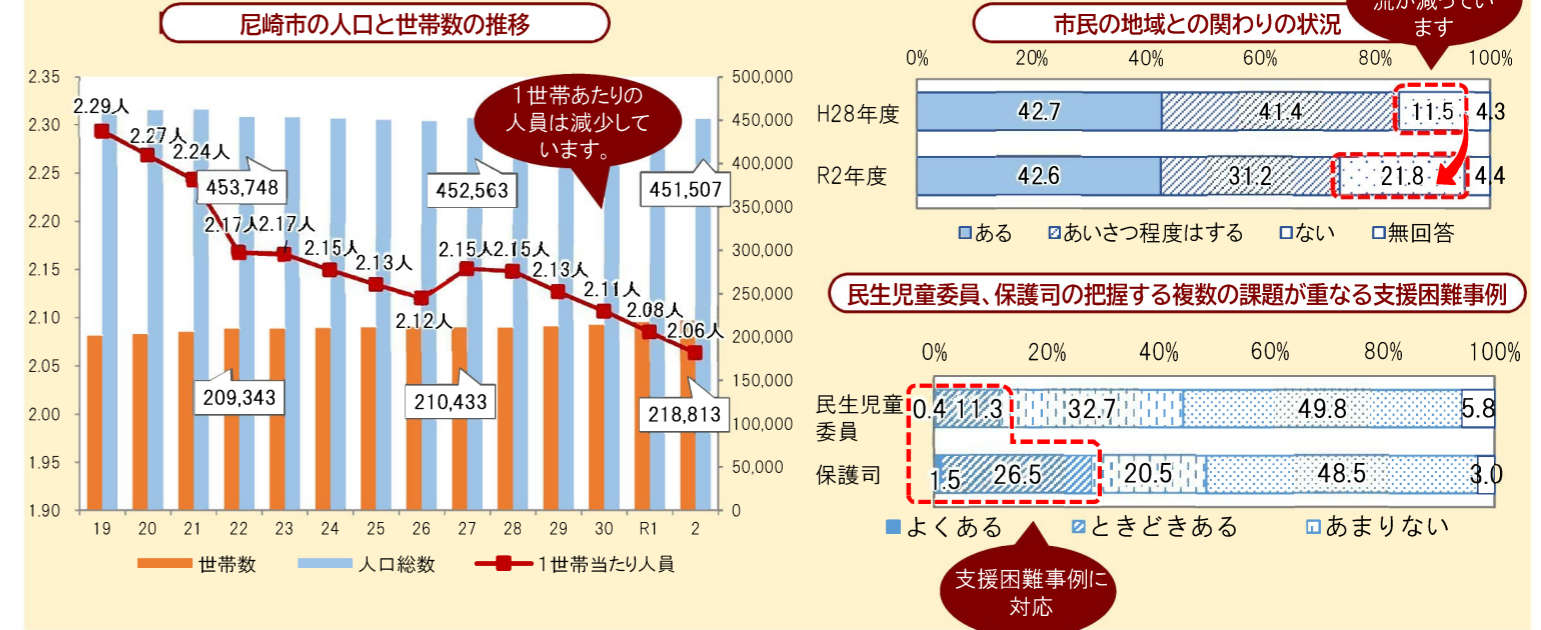
第3期「あまがさき地域福祉計画」では、市民が自分のライフスタイル等に合わせて主体的に参画できるよう、重層的な圏域設定を行い、圏域ごとに連携の仕組み等の構築に向けて検討を進めてきました。第4期計画においても、引き続き、それぞれの圏域において、地域課題を共有し、解決するための連携の仕組み等を検討していきます。



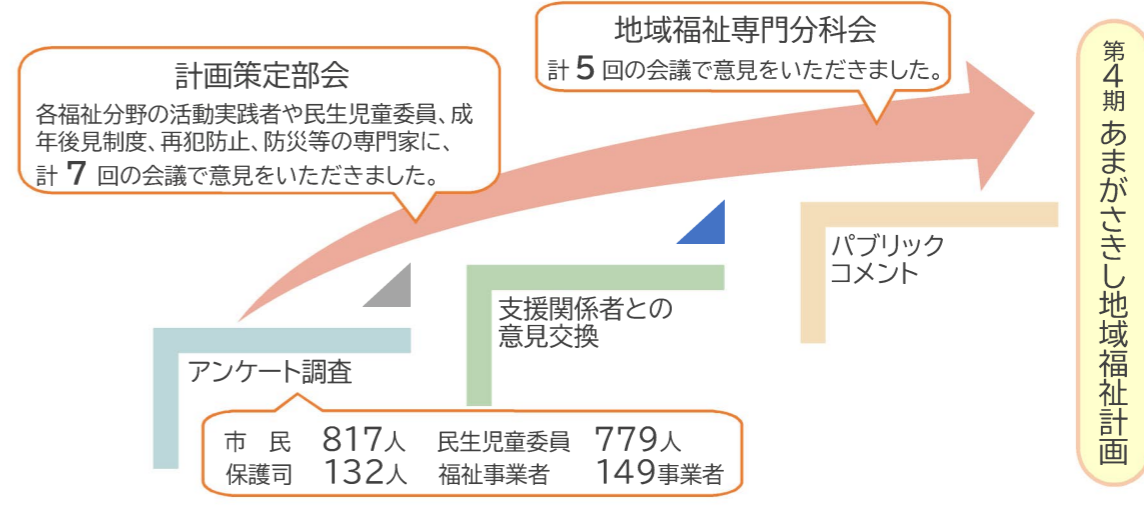
地域におけるさまざまな相談窓口 <相談先がわからない時はこちらにご連絡ください>	TEL	FAX
中央地域課(中央地域振興センター)	6482-1760	6489-9300
小田地域課(小田地域振興センター)	6488-5441	6488-5459
大庄地域課(大庄地域振興センター)	6419-8221	6419-8226
立花地域課(立花地域振興センター)	6427-7770	6427-7773
武庫地域課(武庫地域振興センター)	6431-7884	6431-9542
園田地域課(園田地域振興センター)	6491-2361	6491-2364
中央むすぶグループ	6482-1790	6489-9300
小田むすぶグループ	6488-5443	6488-5459
地域における生活や福祉に関する相談		
地域の居場所に関すること	社会福祉法人	大庄むすぶグループ 6419-8225 6419-8226
ボランティア活動に関すること	尼崎市社会福祉協議会	立花むすぶグループ 6427-7770 6427-7773
民生児童委員に関すること など		武庫むすぶグループ 6431-7884 6431-9542 園田むすぶグループ 6491-2361 6491-2364

外国籍住民の方の相談窓口	TEL	メール
生活や就労、在留資格に関すること など	尼崎市外国人総合相談センター	6489-6449 ama-welcome@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市の地域福祉を取り巻く現状(アンケート等から)



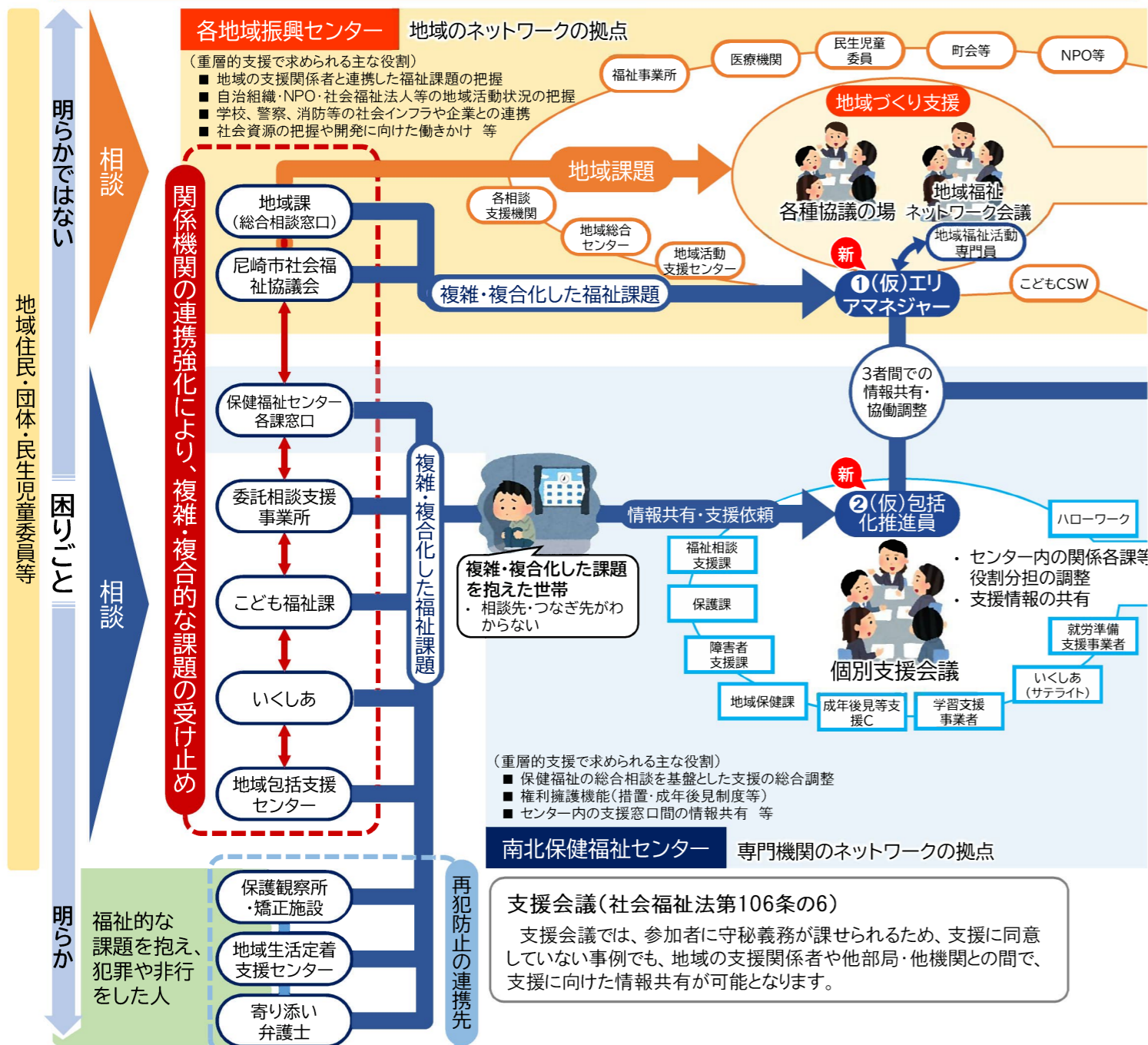
この計画の策定にあたっては、市民の声とともに、地域において支援にかかわるさまざまな関係者の声を聴く中で、市民がどのような困りごとや不安を抱えているか、また、地域ではどのような課題に直面しているかを把握してきました。その上で、各分野の専門家や支援関係者の皆さまと話し合い、一緒に考えながら計画の内容や取組を整理してきました。



- ### 第1期～第3期「あまがさき地域福祉計画」の主な取組
- **第1期計画(平成17年度～平成22年度)**
「措置から契約」「高齢者・障害者の地域移行」といった福祉制度の大きな変化に対応し、権利擁護を中心とした支援のネットワーク体制の構築と地域福祉活動を試行的に取り組みました。
 - **第2期計画(平成23年度～平成28年度)**
社会福祉連絡協議会の圏域を身近な生活圏域(小地域)とし、この圏域において地域福祉活動を進めるために、地域福祉活動専門員など社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(市社協)の体制を強化し、取組を推進しました。
【地域福祉活動専門員とは?】
市社協が、各地区に2人ずつ計12人配置する身近な地域でのささえあい活動を推進する地域福祉推進の専門職です。
 - **第3期計画(平成29年度～令和3年度)**
平成30年1月に南部・北部保健福祉センター、令和元年10月に子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置し、専門機関による総合的・包括的な相談支援のネットワークづくりに取り組みました。また、第2期での取組をいかして、市社協と連携し、さまざまな学びを通じた人づくりや多様な主体の協働によるささえあいを育む地域づくりを推進しました。

【多機関連携による課題解決イメージ】

- 地域ネットワークの拠点である各地区地域振興センターに①(仮称)エリアマネージャーを配置するとともに、専門機関のネットワークを構築している南北保健福祉センターに、②(仮称)包括化推進員を配置し、それぞれのネットワークを最大限活用して、複雑・複合化した課題の解決に取り組めます。
- また、課題解決に向けて長期的な支援が必要となるケースについては、多機関協働事業の③(仮称)基幹包括化推進員が①②の職員と連携し、地域や各支援機関との役割分担等を行うとともに、「アウトリーチ支援事業」「参加支援事業」を通じて、伴走していく支援体制を構築します。



コラム 表紙のイラストについて

この計画の表紙のイラストは、保健福祉センターを利用しているAさん(20代)が作成してくれました。Aさんは、小学校低学年から中学校まで不登校でしたが、担当職員のすすめで学習支援教室に通い、中学卒業後は高校には進学せずに、本人の希望にあわせてボランティアや就労体験等ができる就労準備支援事業に参加しています。はじめはあらゆることに無関心で、自信が持てず、人と接することも苦手なAさんでしたが、ボランティア活動や得意なイラストを活かした看板作成などを通じて、多くの人と接し、人とかかわり方を学ぶことで、しだいに前向きになり、現在は短時間の仕事についています。いま、Aさんは、イラストレーターになりたいという子どものころからの夢の実現に向けて、独学で絵の勉強をしながら、特技を活かして地域で活躍しています。こうした誰もが持っている「可能性」を尊重し、ささえ、伸ばしていくことで、基本理念の実現につなげていきたいと考えています。



5 安全・安心に暮らす取組の推進

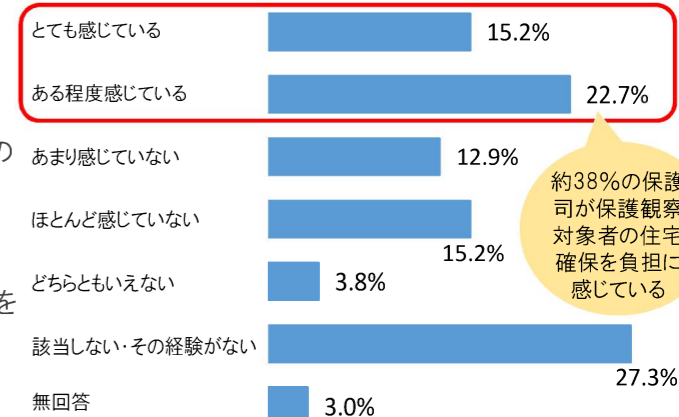
重層 再犯

高齢者や障害のある人の増加に加え、性的マイノリティの人の社会的な理解が十分でない状況や、矯正施設退所者の再犯防止などの観点から、そうした人びとへの生活の基盤となる住宅確保が課題となっています。

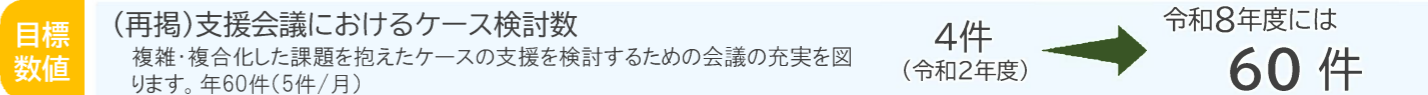
また、高齢者の消費者被害の増加とともに、特殊詐欺被害の増加や、民法改正に伴う若い世代への消費者被害の未然防止も課題となっています。

支援関係者と連携した住宅確保要配慮者への支援の充実を図るとともに、消費者被害等を未然に防ぐための地域と連携した防犯対策等を進めます。

保護司が保護観察対象者の住宅確保における負担



- 取組・方向性**
- ▶ 居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。(再掲)
 - ▶ 民間団体・事業者等と連携した居住支援策の検討等や、賃貸住宅オーナーへの啓発・PRによる高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を図る。
 - ▶ 高齢期の生活支援の充実や利便性の向上に向け、市営住宅の建替で創出した余剰地を活用し、地域状況に応じた福祉施設、生活利便施設等の導入を図る。
 - ▶ 高齢者の見守り活動等のさまざまな地域の活動と連携し、防犯意識を高める啓発活動や各世代に応じた消費者教育等を行う。



計画を進めていくために

人々の生活に密接に関連する地域福祉計画を単に数量的な多寡によって評価することは簡単ではありません。例えば、相談件数を指標にしても、件数が多いほうが良いのか、それとも少ないほうが良いのか判断が付きません。また、コロナ禍のような社会経済に大きな影響を及ぼす要素も考慮すると、なおさら評価が難しくなります。そのため、評価時点における計画の進展の「見える化」を行うために、この計画では3つの基本目標ごとに達成度を測る「目指す姿」を設定するとともに、関連する施策の展開方向ごとに主な具体的活動指標を定めています。加えて、数量的な評価だけでなく、具体的な支援事例の評価等の質的な評価も含め、計画の取組や方向性等を検討していくこととします。



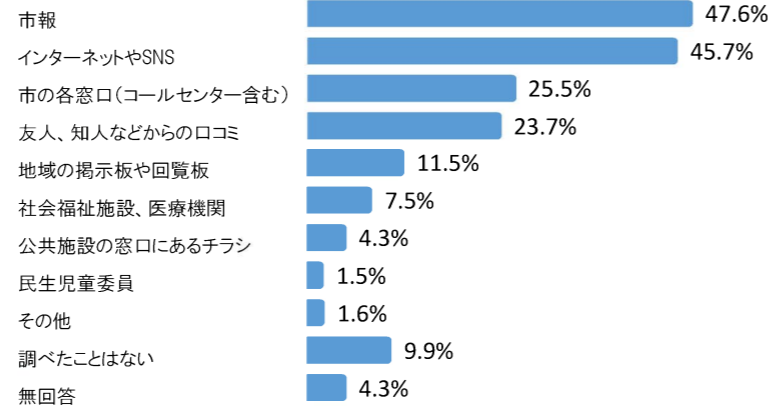
また、計画を進めるためにはさまざまな市の取組と連携する必要があることから、関係部局で構成する「あまがさき地域福祉計画」庁内推進会議において進行管理を行うとともに、尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会において、計画の取組状況の評価を行っていただき、その内容をふまえて、必要な見直しや改善をおこなってまいります。こうした、取組を進めていくことで、計画に書かれている内容の実現に取り組んでいきます。

3 情報・コミュニケーション支援の推進

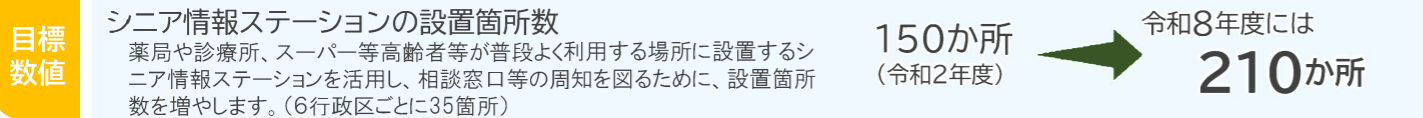
高齢者や障害のある人、外国籍住民などの中には、情報を取得できないことで困りごとを相談できなかったり、さまざまな地域活動の情報を得られにくいという状況に置かれている方がいます。

困った時に相談できる窓口や、地域のさまざまな活動に参加するための情報を適切に得られることで、安心して暮らし続けられるよう、さまざまな手法による情報発信やコミュニケーション支援を進めます。

困りごとがあった際の情報入手先

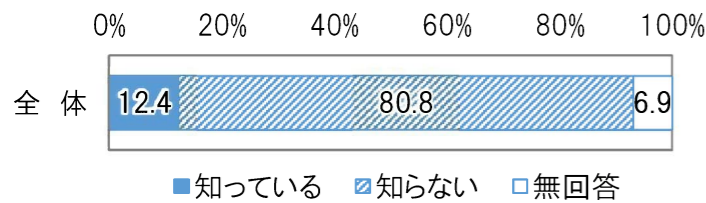


- 取組・方向性**
- 多様な手法による情報提供やコミュニケーション支援の充実
 - 「シニア情報ステーション」を活用し、福祉サービスや地域活動等に関する情報発信を進める。
 - 高齢者や障害のある人、外国籍住民などが円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障害特性や多言語に配慮した情報提供・意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組む。
 - 市民や支援関係者等が、地域で活動する際の情報や支援に必要な情報を取得・利用できるよう、地域情報共有サイト「あましえあ」などを活用し、市民活動団体の取組や事業所情報の共有に取り組む。



4 要配慮者(災害時要援護者)支援の推進

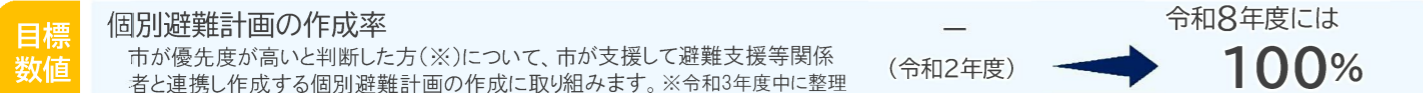
避難行動要支援者名簿を知っていますか？



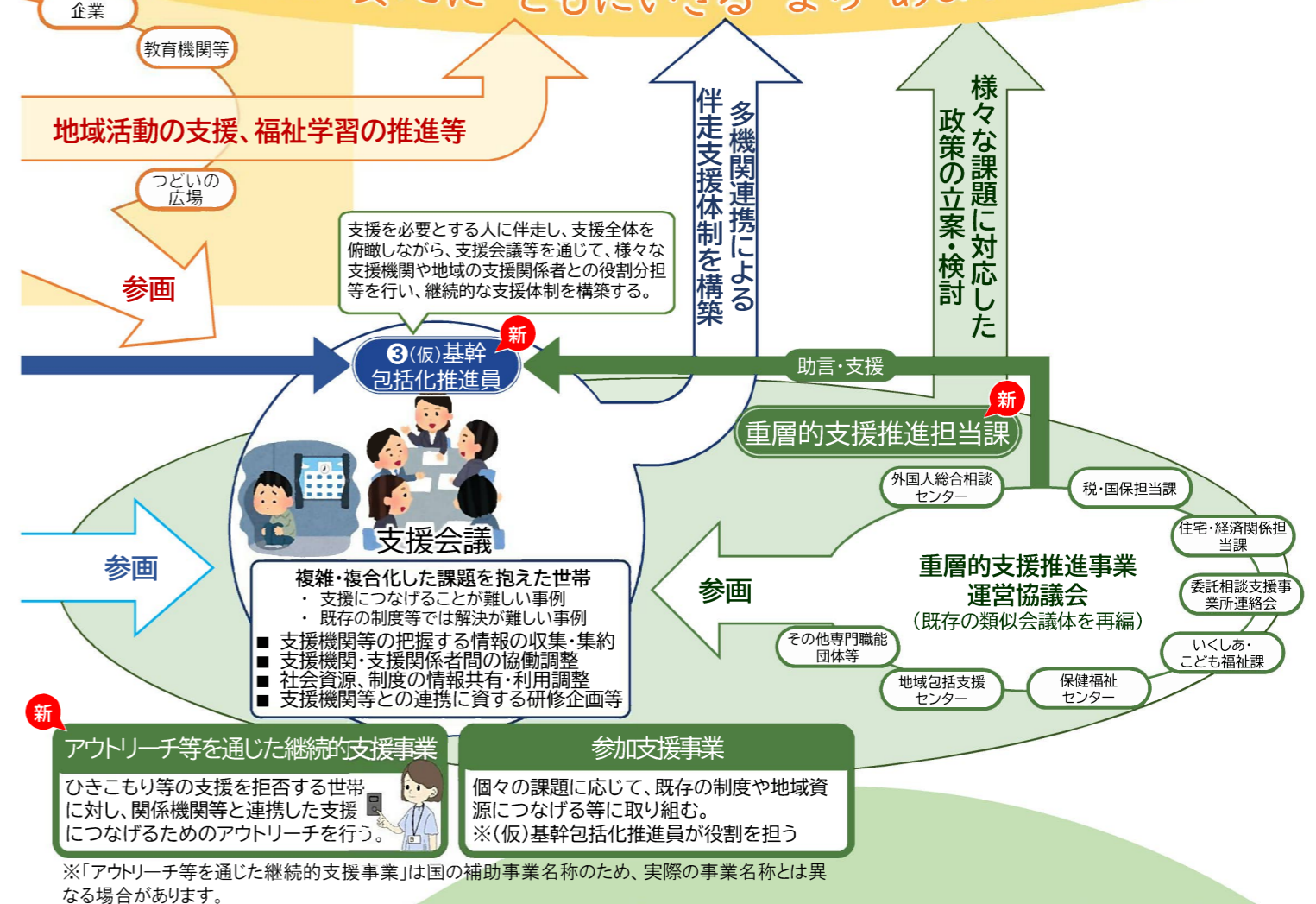
高齢者や障害のある人などの中で、災害時に自ら避難することが困難な方の「自助」「共助」による避難支援体制の構築が課題となっています。

「自助」や地域の助け合いの「共助」の取組を支援するとともに、支援関係者と連携した情報伝達や多様な避難先の確保といった「公助」の取組を進めます。

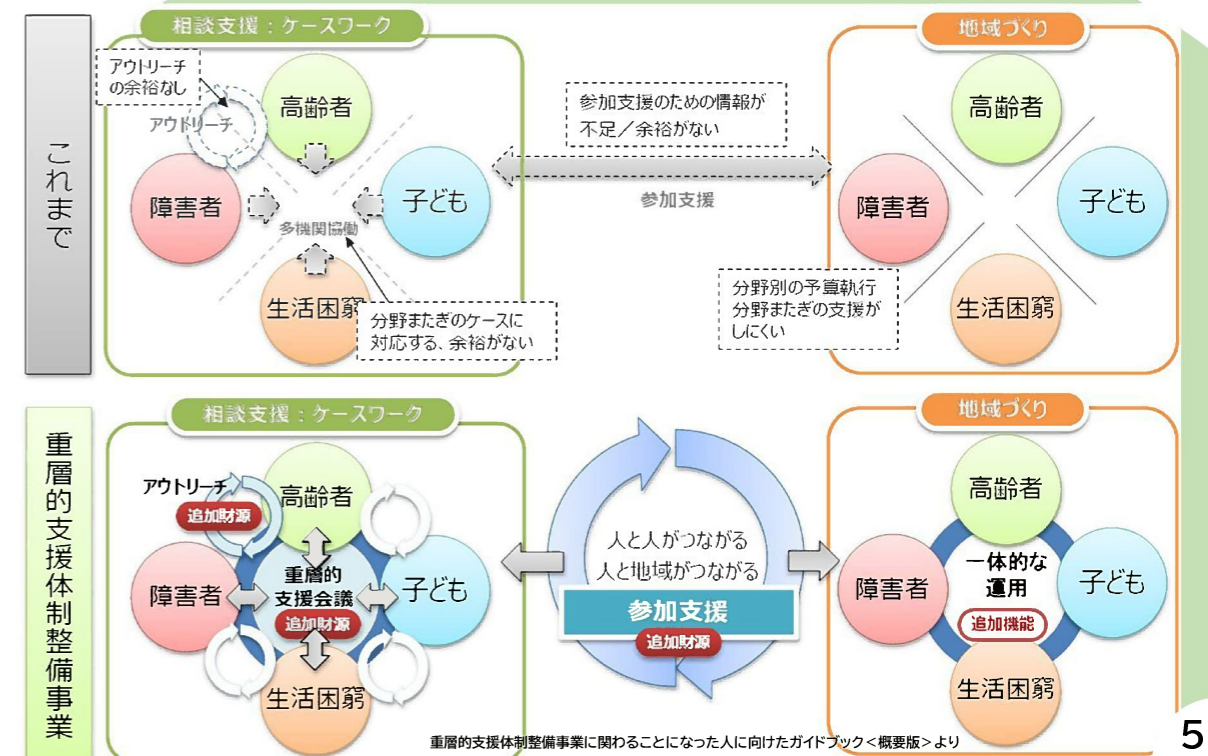
- 取組・方向性**
- 要配慮者避難支援の充実
 - 要支援者システムを活用した避難行動要支援者名簿の整備とともに、災害リスクの高い避難行動要支援者を把握し、自主防災会や市社協、福祉専門職と連携し、個別避難計画の段階的な作成を行う。
 - 災害時要援護者支援体制の構築に向け、市と福祉専門職との災害時連携マニュアルを策定する。
 - 災害情報を必要な地域、グループへ配信を行うことができる携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」を活用して支援関係者と連携し、要配慮者への確実な情報伝達に取り組む。
 - 避難行動要支援者が安心して避難ができるよう、多様な避難先の確保と避難所運営等に係る具体的な手順を整理し、支援関係者や市民に共有する。
 - 地域防災力の向上
 - 市民が地域課題に関心をもち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である生涯学習プラザ等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズ等に応じたさまざまな学びの場づくりを進める。(再掲)



互いに尊重し つながりささえあい
 安全・安心に“ともにいきる”まち あまがさき



重層的支援体制整備事業で何が変わるのか？



基本目標 1 「ささえあい」を育む人づくり

地域福祉活動の担い手の不足などの課題に対し、世代に応じたさまざまな手法による福祉学習を推進し、学びを通じた「ささえあい」の意識を醸成することで、地域の課題を「我が事」として考え、行動する人材の育成、支援に取り組みます。また、地域住民と連携して地域課題の解決に取り組む福祉専門職を育成、支援します。

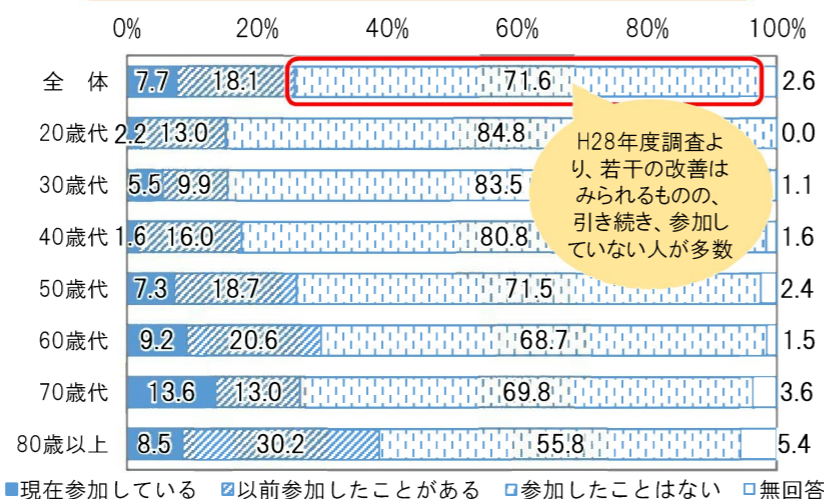
1 福祉学習の推進

ごみ屋敷やひきこもり、非行や犯罪の背景には、さまざまな“生きづらさ”があります。

みんなが他人の“生きづらさ”に思いを寄せ、寄り添い、ともに暮らしていくことができれば、安全・安心なまちにつながります。

“生きづらさ”の背景にある多様な福祉課題の学びを通して「ささえあい」の意識を醸成するため、さまざまな手法による学びの場づくりや情報発信を進めます。

市民の地域のささえあいにつながる活動への参加状況



取組・方向性

多様な手法による学びの推進

- ▶ 市民が地域課題に関心をもち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である生涯学習プラザ等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。
- ▶ 次の世代の担い手の育成に取り組むため、高校生、大学生等と市民活動団体との協働による、地域課題の解決に向けた体験的な取組の促進を行う。
- ▶ 身近な地域課題を共有、学習するための ICT の活用も含め、さまざまな手法による学びや協議の場づくりを進める。



学びの情報発信の充実

- ▶ 地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。
- ▶ さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。

目標数値

「支え合いを育む人づくり支援事業」利用グループ数
「支え合いを育む人づくり支援事業」を利用して地域のささえあい活動に取り組んだ高校生・大学生のグループを増やします。
15 グループ (令和2年度) → 令和8年度には 30 グループ

3 地域福祉を推進する人材の育成

民生児童委員や保護司等の支援関係者と顔の見える関係をつくり、相互理解を図るためには、座学中心の研修ではなく、小さい単位でのグループワーク等による支援関係者相互のコミュニケーションが図れる研修などが必要



目指す姿

支援において「スムーズに連携できている」と考えている支援関係者等の割合

民生児童委員や保護司、相談支援機関が、複雑・複合化した課題を抱えた世帯を他の支援機関や地域住民と連携し支援するときに、「困ったことはない」と回答した支援関係者等の割合を増やします。

民生児童委員: 31.5%
保護司: 24.2%
相談支援機関: 7.7% (令和2年度)
令和8年度には 50%以上

成年後見制度利用にあたり、申立てから決定までに時間がかかると考えている福祉事業者の割合

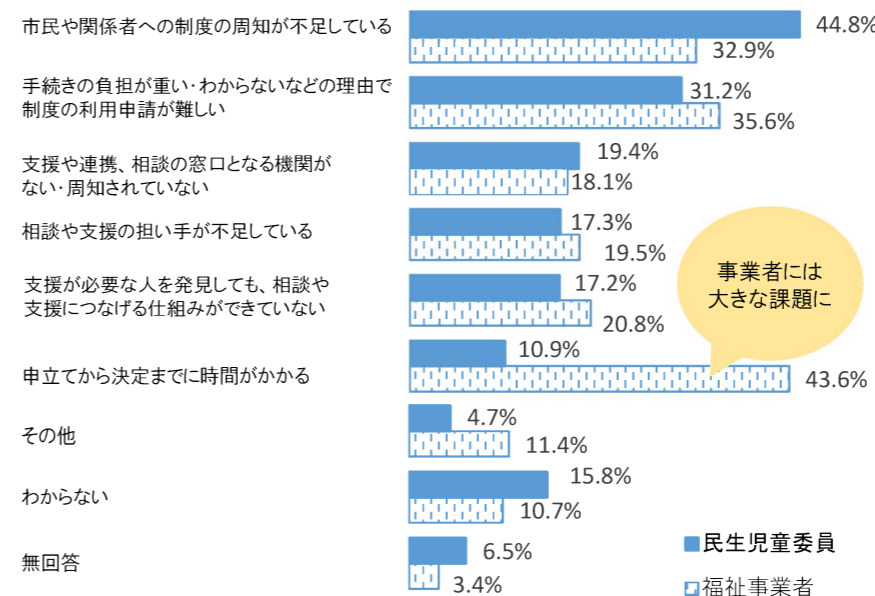
成年後見制度利用の市長申立から決定までの期間を短縮する取組を推進することで、「時間がかかる」と回答した福祉事業者を減らします。

福祉事業者: 43.6% (令和2年度)
令和8年度には 22%以下

2 権利擁護の推進

重層 成年

成年後見制度の利用における課題



高齢化の進展により、認知症や障害などの理由で意思決定に困難を抱える人が増えることが予想されるなかで、本人の意思決定を尊重した権利擁護支援の充実が課題となっています。

成年後見等支援センターを中核機関として位置付け、自分らしく生きていくための力を高める権利擁護支援をより一層進めます。

また、人権侵害の防止や差別解消に向けた支援体制の充実、連携強化にも取り組みます。

取組・方向性

成年後見制度の利用促進

- ▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるコーディネイト機能の充実や複雑・複合化した課題解決に向けた関係機関との連携の強化に取り組む。
- ▶ 成年後見等支援センター運営委員会等において、「家庭裁判所への申立前から後見人候補者を選任する受任調整」「後見人候補者の段階からの支援参加」による、市長申立から決定までの期間短縮や支援者の負担軽減等の運用改善に向けた協議、検討を行う。
- ▶ さらなる市民後見人の養成等に向け、ICTを活用した養成研修や未活動の養成研修修了者等に対する知識・スキル向上に資する支援、市民後見人の必要経費の支弁等の検討を行う。
- ▶ 市社協や地域振興センター、教育委員会と連携し、市民向けフォーラムの開催や各種研修会等での説明、各種関係機関からの啓発チラシの配布、SNSを活用した広報等、成年後見制度の周知に向けた啓発や情報提供を行う。

人権侵害防止や差別解消の推進

- ▶ 市が把握した人権侵害や差別事象について、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。
- ▶ 「子どものための権利擁護委員会」を設置し、子どもの権利に関する救済や相談を受け付け、必要に応じて調査や関係者間の調整等を行い、制度の改善等が必要な場合は、関係機関等に対して提言等を行う。
- ▶ 地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。(再掲)

指導監査の充実

- ▶ 引き続き、適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。

目標数値

市長申立案件における受任調整の実施割合
市長申立案件において、専門職後見人も含めた全ての案件で受任調整を実施します。
15.8% (令和2年度) → 令和8年度には 100%

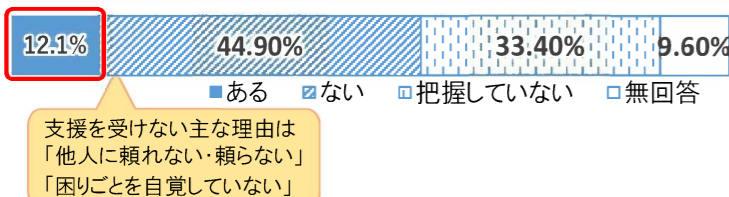
基本目標 3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

地域で困りごとを抱え、支援を必要とする人を早期に発見し、受け止めることで、困りごとが深刻化することを防ぐとともに、その人に応じた適切な支援が受けられるよう、権利擁護を含めた公的な支援とともに、地域でのさまざまなささえあいの取組による重層的な支援に取り組めます。

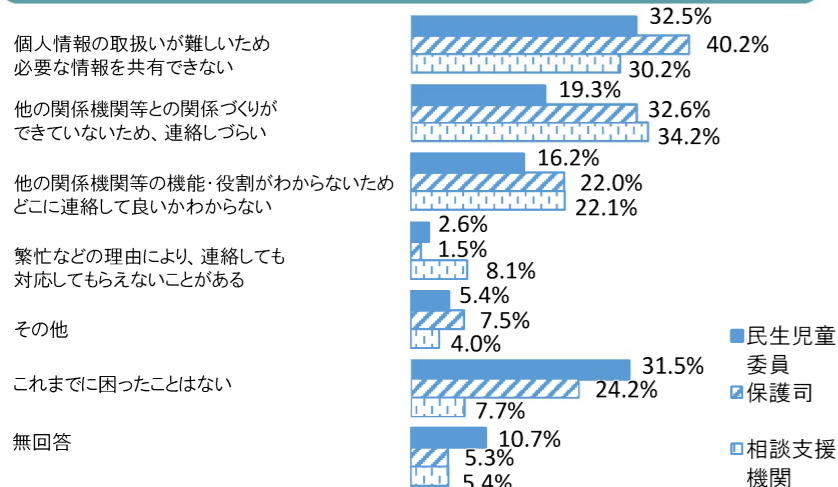
1 包括的・総合的な相談支援の充実

重層 再犯

民生児童委員が把握する支援を受けていない、支援を拒否している事例の有無



民生児童委員・保護司等が地域住民や他機関への相談や協働する際に困ること



自らSOSを出せないひきこもり状態にある人への支援や8050問題、非行や犯罪をした人の社会復帰など、支援につながりづらいことで課題が深刻化しやすいことが問題となっています。

また、一つの分野の制度や支援では十分に対応できない複雑・複合化した課題が増えてきており、これまで以上に、各分野間での連携が必要となっています。

各分野の相談支援機関が連携して困りごとを受け止め、さまざまな施策や地域でのささえあいの取組による支援を一体的に提供することで、困りごとを抱えた方に寄り添い、つながり続ける包括的な相談支援を推進します。

- ▶ 複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。
 - 既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成
 - 支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実
 - 多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり
 - 本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とするため社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効率的・効果的な実施

▶ 生活困窮者の支援体制の充実により、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、市社協や支援機関とも連携し、迅速かつ適切な支援に努める。

▶ 福祉的な課題を抱え非行や犯罪をした人の立ち直りを支援するために、刑事司法機関(保護観察所等)や地域生活定着支援センター等と連携し、特性に応じた支援や非行防止等の取組を進める。

▶ 市社協と連携し、見守りなどの地域のささえあい活動へのつなぎ等による長期的、継続的な伴走支援を行う。
▶ 居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。

▶ 関係機関と連携し、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。
▶ 発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関と情報共有・連携強化を進める。

▶ 地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。



支援会議におけるケース検討数

複雑・複合化した課題を抱えたケースの支援を検討するための会議の充実を図ります。年60件(5件/月)



目指す姿

地域活動(※1)に参加している市民の割合

※1 例えば、社会福祉協議会や自治会活動、防犯・防災活動や交通安全活動、子育て支援(育児サークル、子どもの見守り、子ども会等)といった活動

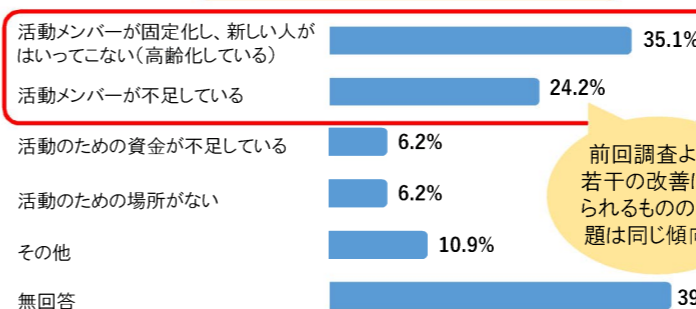
福祉学習の推進による「ささえあい」の意識の醸成を評価するため、アンケート調査で「地域活動に参加している」と回答した割合を増やします。



2 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

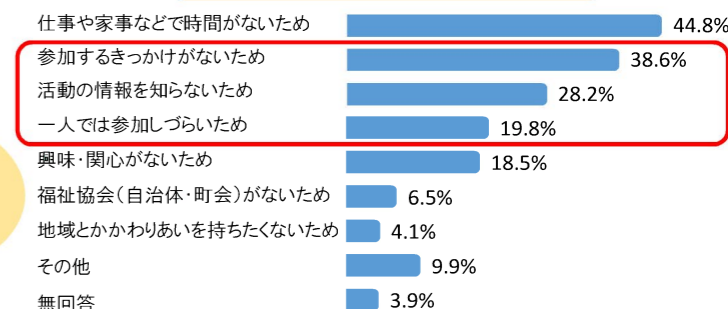
子どもが安心できる居場所づくりなどに取り組む団体が増えてきている一方で、活動の担い手不足は引き続き課題となっています。市民が地域でささえあい活動に気軽に参加したり、取り組みやすいよう、必要な情報の提供を行うとともに、活動を希望する市民と市民活動団体とのマッチングを推進します。

市民が活動する中で困っていること



前回調査より、若干の改善はみられるものの、課題は同じ傾向に

市民が活動に参加していない理由



取組・方向性

- ▶ マッチングの推進
 - ▶ 地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。
 - ▶ 学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、高校生・大学生等の活動経費を支援するとともに、市社協や地域振興センターとも連携し、協働の相手方となる市民活動団体の紹介等を行う。
 - ▶ 市社協への支援を通じて、既存の活動団体における活動者やささえあい地域活動センター「むすぶ」登録者に対し、地域で必要とされている具体的な地域福祉活動を提示することで、更なるマッチングを推進する。
- ▶ 地域福祉活動情報の提供の充実
 - ▶ 地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)
 - ▶ さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。(再掲)

目標数値

ささえあい地域活動センター「むすぶ」とボランティアセンターにおける地域福祉活動へのマッチング数
活動希望者を地域福祉活動につないだ数を令和2年度実績の倍に増やします。



方向性

- ▶ 地域にかかわる専門職の研修の充実
 - ▶ 地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを通じ、多様化・複合化した地域課題に対応できる専門性の向上に向けた支援を行う。
 - ▶ 市職員や地域包括支援センター等の支援関係者と地域で活動する民生児童委員や保護司等の支援関係者が、お互いを理解し、顔の見える関係を構築するための研修を実施する。

目標数値

支援関係者と地域の活動者の相互理解のための研修開催数
各支援機関や地域の関係者の連携、顔の見える関係の構築を図るための研修に取り組めます。



基本目標 2 多様な主体の参画と協働による地域づくり

地域住民や専門機関が地域課題について話し合い、その解決に協働して取り組むネットワークの構築により、さまざまな地域課題に対応した地域福祉活動の充実に取り組みます。

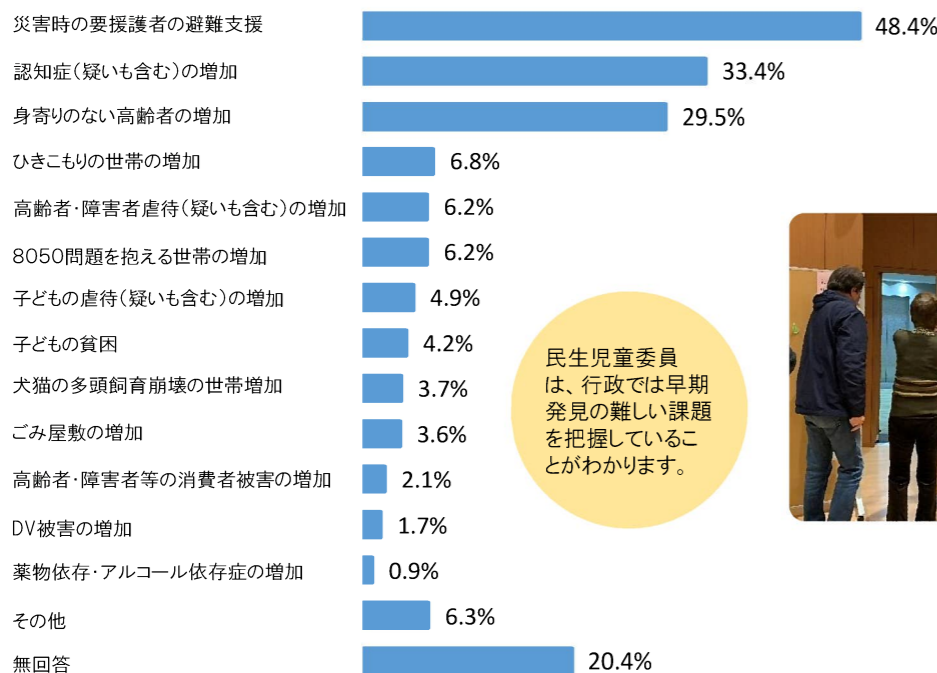
また、多様な見守り活動などを進めることにより住民同士の顔の見える関係を構築することで、孤立や排除を生み出さない地域づくりに取り組みます。

1 地域を支えるネットワークづくり

重層 再犯

少子高齢化が進むとともに、人びとの価値観やライフスタイルが多様化する中で、身近な地域の「つながり」が希薄になってきています。こうしたなかで、高齢者や障害のある人などの災害時の避難支援や、ひきこもりなど生きづらさや不安、課題を抱え、地域で孤立したり、受け入れられない人の増加が課題となっています。支援を必要としている、していないにかかわらず、誰もが孤立することなく、地域の「つながり」の中で安全・安心に暮らし続けるために、地域住民や福祉事業者が地域課題を共有し、解決に向けて話し合うためのネットワークの構築に取り組みます。

民生児童委員が把握している担当区域の課題



民生児童委員は、行政では早期発見の難しい課題を把握していることがわかります。



取組・方向性

- 地域での話し合いの場づくり
 - 市社協との連携により、市民が活動しやすいさまざまな圏域で、興味関心に応じた「子育て」「高齢者等の見守り」などの多様なテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。
 - 地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)
- 多様な主体による協働の取組の推進
 - 市社協と連携し、地域住民や福祉専門職、事業所、当事者団体等の多様な活動主体に地域福祉ネットワーク会議への参画を促すとともに、地域ごとの課題や高齢者等の見守り、災害時要援護者支援等の全市共通課題の共有、解決に向け、多様な主体による協働の取組を推進する。
 - 地域福祉推進協議会等により、地域福祉ネットワーク会議で提起された地域福祉活動の推進方策や複雑・複合化した個別課題の解決に向けた協議、検討を行う。

地域において新たな地域福祉活動を実施した団体数(延べ) 市社協と連携して支援を行うことで、新たな地域福祉活動に取り組む市民活動団体(既存団体を含む)を増やします。(年24件(6地区×4件)×5年間=120団体の増) **1080 団体** (令和2年度) → **1200 団体** (令和8年度には)

目指す姿

困りごとを抱えている人を「ほっとかない」と考えている人の割合

地域に潜在化しやすく、解決が困難な複雑・複合化した課題に気付いた場合の市民の「ほっとかない」意識の醸成を評価するため、アンケート調査で「助けや支援を必要とする人に気付いたらなんらかの対応をする(したい)」と回答した割合を増やします。

45.0% (令和2年度)

令和8年度には **50%以上** (市民の半分以上)

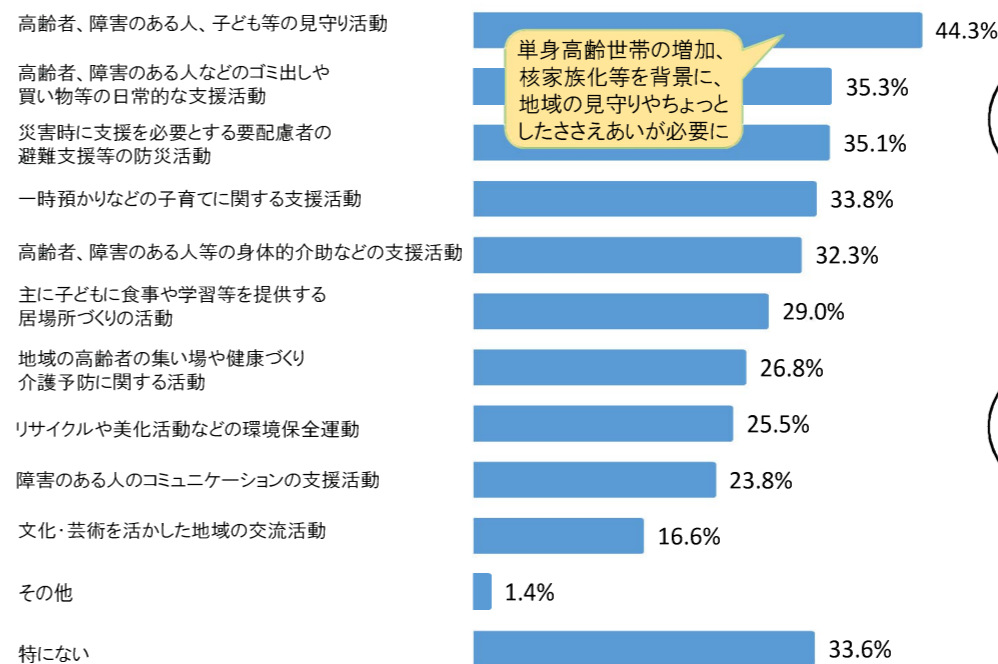
2 地域の見守り・ささえあいの充実

重層 再犯

一人暮らしの高齢者の増加や核家族化などを背景に、高齢者や障害のある人、子どもなどの見守りやちょっとした支援、災害時における避難支援など、さまざまな困りごとに対応する活動が必要とされています。

誰もが地域で安全・安心に暮らし続けるために、多様な見守り・ささえあいの活動を推進します。

地域住民が困り、必要としている活動



単身高齢世帯の増加、核家族化等を背景に、地域の見守りやちょっとしたささえあいが必要に

活動者の写真とコメントを挿入予定

活動者の写真とコメントを挿入予定

取組・方向性

- 多様な見守り・ささえあいの推進
 - 高齢者等の要支援者を対象とした訪問型の見守りや通い型の見守り等重層的な見守り活動を進めるとともに、市社協と連携し、連協圏域に限定しない見守りを推進する。
 - 子どもから高齢者まで、また、課題を抱えた当事者も含めて交流や活躍のできる多様な居場所づくりを進める。
 - 市民活動団体と高校生・大学生等の福祉課題の解決に向けた協働による取組を支援することで、地域福祉活動の推進に取り組む。
 - 地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。(再掲)
 - 地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)
- 社会貢献活動の推進
 - 地域公益活動を実施していない社会福祉法人に対し、指導監査実施時等に他法人の取組状況を踏まえた助言を行うことなどにより、地域公益活動の積極的な実施に向けた啓発や情報提供を行う。

要支援者等見守り活動地域数 全ての社会福祉連絡協議会圏域において「高齢者等見守り安心事業」等の見守り活動の実施を目指します。 **48 地区** (令和2年度) → **75 地区** (令和8年度には)